

離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届) 記入例:離婚届と同時に届出する場合

- ・届出できる場所: 本籍地, 住所地, 所在地のいずれかの市区町村(この届は土, 日, 祝祭日でも届けることができます。)
- ・添付書類: 戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本(離婚届と同時に届出する場合で添付済みの場合, または本籍地の市区町村に届出する場合は不要)
- ・持参するもの: ①届出人が押印した印鑑
②届出を持参する人の本人確認をしますので, 運転免許証, パスポートなどをお持ちください。

※届書は鉛筆や消えやすいインク(消せるボールペンなど)で書かないでください。

※戸籍の届出は, 原則 24 時間, 365 日受付を行っています。しかし, 届出書の記載内容の不備がある場合や, 各種手続きが発生する場合は, 改めて平日の市役所開庁時間(午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分)に来庁していただくことがあります。

※届出内容が戸籍に記載されるまで 2 週間程度の時間がかかります。

・この届出(戸籍法 77 条の 2 の届)後, 婚姻前の氏(旧姓)に変更したい場合は, 家庭裁判所の許可を得て「戸籍法 107 条の 1 項の氏変更届」をしていただくことになります。
・届出日を訂正する場合は, 届出人欄に押印した印での訂正印が必要となります。

・住民票上の住所を記入してください。

・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)のとおり記入してください。

・離婚届と同時に届出する場合は, 「変更前」「変更後」共に, 離婚前の氏を記入してください。

協議離婚の場合は, 届出日となります。
裁判離婚の場合は,
・調停成立の日
・和解成立の日
・請求の認諾の日
・審判, 判決の確定の日
になります。

・新しく定める本籍を記入してください。

必ず本人が自署し押印してください。

離婚の際に称して いた氏を称する届 (戸籍法77条の2の届)		受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日
平成 25 年 1 月 10 日届出		第 号	第 号
茨城県守谷市長 殿		長 印	
		書類調査	戸籍記載
		記載調査	贈 票
		住 民 票	通 知
(よみかた) 離婚の際に 称していた氏を 称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) こうやま うめこ 氏 名 甲 山 梅 子	昭和 67 年 10 月 3 日生	
(よみかた) 住民登録をして いるところ	茨城県守谷市久保ヶ丘一丁目19 番地 2 番		
(よみかた) 世帯主 の氏名	甲 山 梅 子		
(よみかた) 本 籍	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 茨城県守谷市本町631 番地 1 番		
(よみかた) 氏	変更前(現在称している氏) 甲 山	変更後(離婚の際称していた氏) 甲 山	
(よみかた) 氏	変更前(現在称している氏) 甲 山	変更後(離婚の際称していた氏) 甲 山	
離婚年月日	平成 25 年 1 月 10 日		
離婚の際に 称していた氏を 称した後の本籍	茨城県守谷市久保ヶ丘一丁目19 番地 2 番		
届 出 人 署 名 押 印 (変更前の氏名)	甲 山 梅 子		
	電話 0297 (45) 1111 自宅・勤務先()-携帯		

屋間連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。